**平成２６年（フ）第１６９号**
愛知県安城市篠目町４丁目10番地４　エスペランサＹ＆Ｓ101
債務者　藤田　勝久
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　賢一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第９号**
広島県安芸高田市吉田町福原702番地
債務者　門出　　剛
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所三次支部

**平成２６年（フ）第８９号**
長野県安曇野市穂高1385番地１
債務者　新田　頼秀
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮澤　幸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２６年（フ）第２４号**
静岡県掛川市大渕11032番地の４
債務者　岩瀬由美子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和田洋二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

**平成２５年（フ）第４７９号**
大分市曙台１丁目９番８号
債務者　池見千波留
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第９５６号**
神奈川県藤沢市石川２丁目５番地の16
債務者　須田　　宏
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第５４２号**
京都市右京区嵯峨二尊院門前善光寺山町15番地２
債務者　長府　義人
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　瑞希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第５５号**
岐阜県大垣市神田町１―13　淺野博方、住民票上の住所岐阜県養老郡養老町金屋386番地３
債務者　川島　典子
1　決定年月日時　平成26年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　義孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２６年（フ）第７３４号**
名古屋市中川区助光２丁目2501番地　助光荘２棟510号
債務者　有賀　信悟
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　和之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第１５号**
埼玉県秩父郡小鹿野町長留1509番地１
債務者　イソダウッドワークスこと　磯田　安子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２６年（フ）第１６号**
埼玉県秩父郡小鹿野町長留1509番地１
債務者　磯田　　秀
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２６年（フ）第４１２号**
埼玉県川口市戸塚２丁目19番９号　グランデュール東川口201号
債務者　五十嵐茂雄
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第４８３号**
埼玉県戸田市上戸田１丁目１番17―301号
債務者　梶原　尚美
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５６１号**
埼玉県朝霞市本町１丁目13番４号　マリアテレシア101号
債務者　橋本ヤイ子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第５８２号**
埼玉県加須市睦町２丁目４番３号
債務者　山崎　茂子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２６年（フ）第７９号**
埼玉県行田市城西５丁目１番33号
債務者　大室　恵美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部